行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査

資料３－２

経緯、目的等

○　行政記録情報等の活用による報告者の負担軽減、業務の効率化等を図るため、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年３月13日閣議決定）において、行政記録情報等の活用に関する環境整備の推進が掲げられたところ。

○　当該環境整備の一環として、総務省政策統括官（統計基準担当）において、各府省等の協力を得て、行政記録情報等を用いて作成・公表されている業務統計や、統計調査における行政記録情報等の活用状況の実態を整理。

調査結果の概要

１　行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計　319件（H25）

２　行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査の事例　44件（H25）

（内訳）

活用形態別	件数
・母集団情報の整備等	26件
・統計作成への活用等	25件
・欠測値補完等	３件

（注）統計調査によって複数の活用形態あり。

保有機関別	件数
・他の行政機関等が保有	23件
・調査実施府省等内で保有	18件
・上記の混合	３件

３　行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例　3件（H25）

（詳細は別紙参照）

別紙

行政記録情報等の活用の検討状況

【行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例（平成25年度）】

統計調査名 (実施機関)	行政記録情報等の名称 <保有機関>	当該情報の収集、作成、整備等に関する根拠規定	活用形態 （想定）	活用効果	活用に当たっての課題及び検討状況
法人土地・建物基本調査 (国土交通省)	固定資産課税台帳 <市区町村>	地方税法第380条（固定資産課税台帳等の備付け）、第381条（固定資産課税台帳の登録事項）及び第382条の２（固定資産課税台帳の閲覧）	統計調査の調査事項の代替	報告者の負担軽減	・閲覧に当たって納税義務者の委任状が必要。 （報告者への委任状の作成依頼、市町村への手続、閲覧・転記の作業等が発生） ・報告者が台帳の閲覧を許諾しない場合、報告者が筆頭所有者でない場合などは、台帳の活用ができない。 ・平成25年調査に係る変更計画を統計委員会サービス統計・企業統計部会において審議。 （調査の効率的な実施の観点から、台帳を活用しないことはやむを得ないとの結論）
空き家実態調査 (国土交通省)	住民基本台帳 固定資産課税台帳 <市区町村>	住民基本台帳法第５条（住民基本台帳の備付け）、第７条（住民票の記載事項）及び第30条の45（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例） 地方税法第380条、第381条及び第382条の２	空き家の特定 空き家所有者の特定	現地調査の円滑化・効率化	・平成25年度の試験調査において、住民基本台帳、固定資産課税台帳等の行政記録情報等の提供を依頼したが、特に固定資産課税台帳について協力が得られなかった。 ・平成26年度調査においては、法人土地・建物基本調査における審議も踏まえ、調査の効率的な実施の観点から、上記台帳の活用は困難な状況。

（参考）

森林組合一斉調査 (農林水産省)	決算関係書類 <森林組合>	森林組合法第50条及び第98条の９ （決算関係書類の作成、備付け、閲覧等）	統計調査の調査事項の代替	報告者の負担軽減	・調査事項の一部代替に伴い、当該都道府県において、決算書類関係データが集中するとともに、該当数値の抽出、集計等一連の転記作業が非常に煩雑となるおそれ。 ・報告者数が一定数以下の都道府県においては、報告者が決算関係書類の提出を希望する場合、報告者による調査事項の記入作業は省略し、当該都道府県により代替する方向で対応予定。